

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業実施要綱

第1 総則

(目的)

第1条 この要綱は、子育て家庭を行政、企業、地域などが一体となって支援する機運を醸成すること、子育てしやすい雰囲気を県全体に広げていくことを目的に岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業（以下「キャンペーン事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャンペーン事業 県内の18歳未満の子どものいる世帯及び妊婦がいる世帯にぎふっこカードを交付し、参加店舗等でカードを提示すると店舗ごとに設定された割引などのサービスが受けられる、地域全体で子育て家庭を応援していく仕組みをいう。
- (2) ぎふっこカード キャンペーン事業において交付する、ぎふっこマーク取扱要綱（平成26年4月1日）に定めるぎふっこマークの入ったカード（様式第1号）（ぎふっこカードWebサービスにより提供する電子カードを含む）をいう。
- (3) 参加店舗等 キャンペーン事業の趣旨に賛同し、ぎふっこカードの対象世帯に特典又は応援を提供してキャンペーン事業に協力する店舗又は施設等をいう。
- (4) 店舗用ステッカー ぎふっこマーク取扱要綱（平成26年4月1日）に定めるぎふっこマークの入った、参加店舗等が店頭等に掲示するステッカー（様式第2号の1）及びレジ等に掲示するステッカー（様式第2号の2）をいう。
- (5) 特典 ぎふっこカードを提示することにより受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。
- (6) 応援 カードの提示の有無に関わらず受けることができる各種サービスのことをいう。

第2 ぎふっこカードについて

(ぎふっこカードの交付等)

第3条 ぎふっこカードは、県内に在住の18歳未満の子どものいる世帯及び妊婦がいる世帯（以下「交付対象世帯」という。）に交付し、原則として子ども一人に対してカードを一枚交付する。

2 交付対象世帯としてぎふっこカードの交付を受けることができる期間は、末子が満18歳に達して最初に迎える3月31日までとする。

2 県はぎふっこカードに3年間の有効期限を設定して発行することとし、ぎふっこカードの有効期限が到来した場合は、県は新たに有効期限が設定されたカードを交付対象世帯に配布する。

(ぎふっこカードの使用)

第4条 交付対象世帯はぎふっこカードの使用に当たり、カード裏面等に交付対象となる子どもの保護者の氏名を記載すること。

2 ぎふっこカードは、前項に規定する署名者と同一世帯の構成員も使用することができる。

3 参加店舗等は、ぎふっこカード提示者に対し、ぎふっこカードを使用できる者であることを確認できる資料(保険証等)の提示を求めることができる。

4 ぎふっこカードの不正使用があった場合、県は不正使用した者に対して交付を取り消すことができる。

5 交付対象世帯はぎふっこカードの使用に当たり、参加店舗等の指示に従わなければならない。

(県及び市町村の責務)

第5条 県及び市町村は協力して当事業を行うものとする。

2 県は、当事業の趣旨を県民、参加店舗等及び市町村に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次の各項に定めることを行う。

(1) ぎふっこカードの発行

(2) 交付対象世帯へのぎふっこカードの交付及びぎふっこカード Web サービスの提供

(3) 店舗用ステッカーの作成及び交付

(4) 当事業に関する情報提供及び広報

(5) 当事業の運営及びその見直しに関すること

(6) その他、当事業を推進するために必要なこと

3 市町村、当事業の趣旨を理解し、当事業が円滑に進むよう努めるとともに、次の各項に定めることを行う。

(1) 当該市町村内の交付対象世帯へのぎふっこカードの交付

(2) 当該市町村内での当事業の周知

(3) その他、当事業を推進するために必要なこと

第3 参加店舗等について

(参加店舗等の基準等)

第6条 参加店舗等は、キャンペーン事業の制度の趣旨である子育て家庭を社会全体で応援する雰囲気づくりの醸成に賛同し、子育て家庭における家族のふれあいを促進するために、店舗等が自主的に取り組む「特典・応援」サービスを提供することができるものでな

なければならない。

2 参加店舗等は、下表に掲げる区分に分類される業種とし、総務省が定める日本標準産業分類に基づき区分ごとに対象業種を分類する。なお、店舗等の参加基準に関して必要な事項は、本条に定めるほか「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」参加店舗等の参加基準（平成26年7月16日）に定める。

区分	区分別対象業種
(1) 買う	卸売業、小売業
(2) 食べる	飲食サービス業
(3) 育児・教育・習い事	教育、学習支援業
(4) 見る・遊ぶ	娯楽業
(5) 泊まる	宿泊業
(6) 温泉	浴場業
(7) 金融	金融業
(8) 理・美容	理容・美容業
(9) 写真	生活関連サービス業
(10) クリーニング	洗濯業
(11) その他の店舗	生活関連サービス業、医療、物品賃貸業等

（参加申込及び登録）

第7条 キャンペーン事業に参加を希望する店舗等は、様式第3号参加申込書を県へ提出又はぎふ子育て応援団ウェブサイト（<http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/>）のメールアドレスから電子申請するものとする。

2 県は、前項の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査して適当と認められる場合は、参加店舗用ステッカーを申請者に交付するものとし、参加店舗等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス、HPアドレス、営業時間、定休日、店舗等の紹介コメント、サービス開始時期、特典・応援の内容をぎふ子育て応援団ウェブサイト（<http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/>）等に公表するものとする。

（参加の取り消し）

第8条 県は、参加店舗等が第6条に定める基準に適合しないと知ったときは、事前に予告することなく登録を取り消すことができる。

（参加の中止及び特典及び応援内容の変更）

第9条 参加店舗等は、参加を中止する場合は参加中止年月日の1カ月前までに様式第4号参加中止届出書を、また、特典及び応援の内容を変更する場合は変更年月日の1カ月前までに様式第5号参加店舗等変更届出書を県へ提出しなければならない。なお、いずれもぎふ子育て応援団ウェブサイト（<http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/>）のメールアドレスから電子申請することができる。

第4 その他

（デザインの使用）

第10条 ぎふっこカード及び参加店舗用ステッカーのデザイン（以下「カード等デザイン」という。）の使用については、次の各項のとおりとする。

（1）次の各号に掲げる場合は、カード等デザインを使用することができる。ただし、いずれの場合もカード等デザインを改変してはならない。

ア 国又は地方公共団体が使用するとき。

イ 参加店舗等を営む者及びその属する公的団体が、参加店舗等に関する広告等、キャンペーン事業に関する目的で使用する場合。

ウ 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合。

（2）前項の場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、カード等デザインを使用することができない。

ア 県又はキャンペーン事業のイメージを損なうおそれがあるもの

イ 法令又は公序良俗に反するおそれがあるもの

ウ 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とするもの

エ カード等デザインを商品化することを目的とするもの

オ その他、県が不適切と認めるもの

（3）カード等デザインの使用料は、無償とする。

（4）県は、カード等デザインの使用が本条の規定に違反していると認められるときは、その使用を中止させることができる。なお、使用中により生じたいかなる損害についても、県は補償しない。

（保証の否認及び免責）

第11条 キャンペーン事業に関連してぎふっこカード使用者と第三者（岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の参加店舗を含む）との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当県の責めに帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、当県は一切の責任を負わない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から適用する。

ぎふっこカード

(表面)




(裏面)

18歳未満の子どもがいる世帯、妊娠中の方のいる世帯に限り有効

氏名(署名)

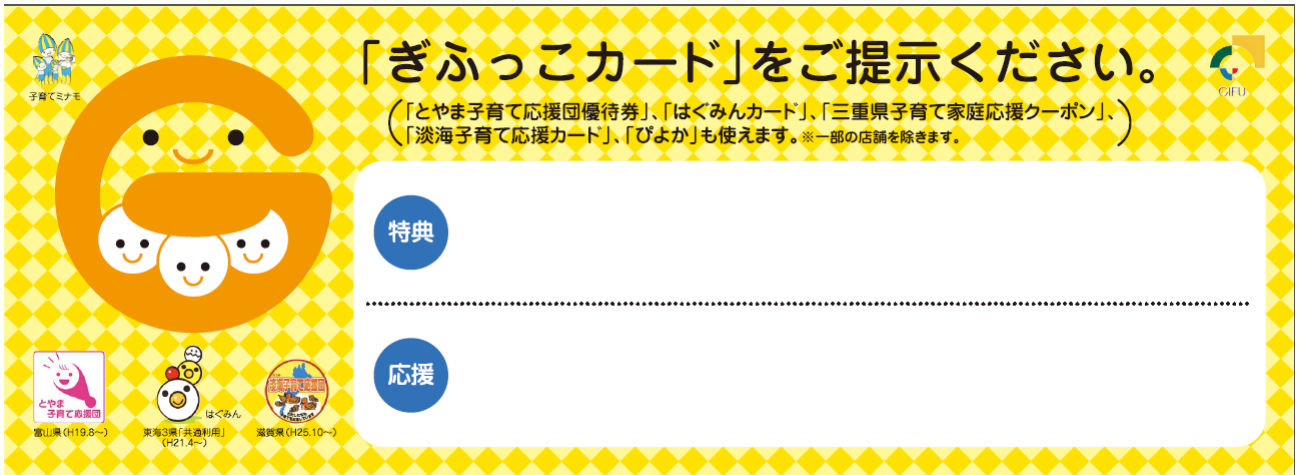
- サービスを受けるときは、あらかじめ本カードを店頭などで提示するとともに、サービス内容を確認してください。
- このカードは署名本人の世帯のみに有効です。カードを他人に譲渡・貸与してはいけません。
- 参加店舗の求めがあれば、本人が確認できる書面を提示してください。
- 紛失、盗難の場合は、市町村役場の窓口または県少子化対策課で再配布を受けてください。
- 有効期限の満了や県外への転出など資格喪失の場合は、各自で破棄願います。
- 提供されるサービスは、参加店舗等の善意により提供されるものです。ご利用に際してはお店の方の指示に従ってください。

岐阜県少子化対策課
〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1 TEL 058-272-0877
参加店舗の情報は、各店舗のステッカーや携帯電話サイト
(<http://www3.pref.gifu.jp/pref/g-card/>) またはコード読み取り機能付き
携帯電話でアクセスできます。  [こちら](#) →

店舗用ステッカー（大）



店舗用ステッカー（小）



岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加申込書

平成 年 月 日

岐阜県庁子育て支援課 行き

所在地
法人名等
代表者氏名

(担当者氏名)

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の趣旨に賛同し、下記のとおり参加を申し込みます。

記

区分(いずれかに○印)	買い物	飲食	宿泊	見る	遊ぶ	その他
店舗・施設名称	ふりがな					
所在地	〒					
電話番号						
FAX番号						
E-mailアドレス						
HPアドレス						
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)					
定休日						
店舗等の紹介コメント	100字以内でお願いします。					
サービス開始時期	平成 年 月 日から					
特典の内容						
応援の内容						

※ 「特典」「応援」いずれかのみのご提供でも差し支えありません。

※ 「記」以下の内容については、ホームページ等に掲載しますのでご了承ください。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加申込書

平成 年 月 日

岐阜県庁子育て支援課行き

法人名等
代表者氏名

（担当者氏名 ）」

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の趣旨に賛同し、下記のとおり参加を申し込みます。

記

区分(いずれかに○印)	○ <u>買い物</u>	飲食	宿泊	見る	遊ぶ	その他
店舗・施設名称	フリガナ ○○○○ スーパー○○ ○○店					
所在地	フリガナ ○○シ ○○マチ 〒○○○-○○○○ ○○市○○町○番地					
電話番号	○○○-○○○-○○○○					
FAX番号	○○○-○○○-○○○○					
E-mailアドレス	○○○@○○○○					
HPアドレス	http://www.○○○○					
営業時間	10時 00分 ~ 19時 00分 (24時間表示)					
定休日	毎週水曜日 年末、年始					
店舗等の紹介コメント	※ 100字以内でお願いします。 スーパー○○ ○○店では、豊富な品揃えで、ご家族連れでごゆっくり、楽しくお買い物がしていただけます。					
サービス開始時期	平成 ○○年 ○○月 ○○日から					
特典の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンプポイント○倍進呈 ・お買い上げ○○円以上で記念品進呈 ・全商品○%引き ・家庭の日（毎月第3日曜）は食料品○%引き ・お子様ソフトドリンク1杯無料 ・お子様連れで入場の場合、お子様1人分入場料無料 など 					
応援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物中などの託児サービス（○時間まで） ・ベビーカーが通れるバリアフリー店舗 ・授乳スペースを店内に設置 ・親子の遊び場スペースの設置 など 					

※ 「特典」「応援」いずれかのみのご提供でも差し支えありません。

※ 「記」以下の内容については、ホームページ等に掲載しますのでご了承ください。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加中止届出書

平成 年 月 日

岐阜県庁子育て支援課 行き

所在地
法人名等
代表者氏名

(担当者氏名)

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業への参加を中止したいので、下記のとおり届け
出ます。

記

参加中止年月日

○ 平成 年 月 日をもって下記店舗の参加を中止します。

区分(いずれかに○印)	買い物	飲食	宿泊	見る	遊ぶ	その他
店舗・施設名称	ふりがな					
所在地	〒					
電話番号						

※ 原則として、参加中止年月日の1ヶ月前までに県子育て支援課へ届出をお願いします。

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業参加店舗等変更届出書

平成 年 月 日

岐阜県庁子育て支援課 行き

所在地
法人名等
代表者氏名

(担当者氏名)

下記の事項について変更したいので、届け出します。

【変更年月日】 平成 年 月 日から

区分(いずれかに○印)	買い物	飲食	宿泊	見る	遊ぶ	その他
店舗・施設名称 (必ず記入してください)	ふりがな					
所在地の変更	〒					
電話番号の変更						
F A X 番号の変更						
E-mail アドレスの変更						
HP アドレスの変更						
営業時間の変更	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)					
定休日の変更						
店舗等の紹介コメント の変更	100字以内でお願いします。					
特典の内容の変更						
応援の内容の変更						

※ 原則として、変更年月日の1ヶ月前までに県子育て支援課へ届出をお願いします。

※ 店舗名は必ず記入してください。その他は、変更のある項目のみの記載で結構です。